

ハイ!

## こちら消費者相談室

お客様の  
満足度向上を  
目指して

苦情事例に学ぶ⑦

# 私が契約者なのに、なぜ勝手に取消した！

監修：弁護士 三浦雅生



したことに旅行会社に腹を立てていて。この場合、夫婦は同一とみなし、夫からの申出を受け付けていいのか？

今回のケースでは、夫人は海外に入院中であり、連絡の取りようがないともいえるし、夫が、自分の考え方だけで行つた行為であれば、夫人は夫に怒るべきであり、怒りの相手は旅行会社でなく、夫であるとも思われるが……。

通常、これの逆のケースがよくあります。つまり、同様のケースで、旅行会社が、夫の申し出を契約者本人ではないからという理由でお断りするというものです。

原則的には契約者本人以外からの解除の申出には、応じる義務はありません。契約者本人への確認や必要書面等を割愛して取消に応じ、またはその他情報を開示することは、プライバシーの侵害にあたる恐れがあります。

ただし、一般的に考えて旅行契約者本人が連絡できない状況にあり、その配偶者からの連絡には、夫婦関係が証明できる書類と簡単な委任状を提出いただいたうえで、取消しの申出に応じるかどうかを柔軟に考える方法もあります。民法第761条には、日常家事債務について夫婦相互に法定代理権を認めた規定が定められており、夫婦間では、日常的な家事であれば相互に代理権を行使することができます。

海外旅行中に入院することになり、夫が、次の海外旅行には行けないと取消を申し出た。次回の旅行まで、2週間程度の間隔しかなく、本人は海外で入院中ということもあり、夫婦であるため、旅行会社は本人確認はせずに取消をした。ところが、夫人は元気になり一人で帰国した。次の旅行にも出発するつもりであった。最終日程表も届かないでの、夫人は旅行会社に問い合わせをした。すると、すでに夫がその旅行を取消していたことを知った。夫人は、夫婦とはいえ、金を出すのは自分であり、本人確認もなく、勝手に取消

一般的には、海外旅行は金額的に大きいことから日常家事に入ることは少ないだろうが、高齢社会になり、夫婦で海外旅行をするのが多いケースもある。この旅行会社も、このご夫婦から前にも夫婦での海外旅行を受けていたとすれば、今回の夫による取消も日常家事の範囲にはいるものと理解したのかもしれない。その場合には、妻から夫への代理権の付与がなくとも、一種の表見代理として、旅行会社が夫に日常家事としての代理権があるものと誤信したことでもやむを得ないと解される余地があります。

(江本)

